

議案第 39 号

湯梨浜町とまり海鮮バーベキューハウスの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町とまり海鮮バーベキューハウスの設置及び管理に関する
条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町とまり海鮮バーベキューハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町とまり海鮮バーベキューハウスの設置及び管理に関する条例（平成 16 年湯梨浜町条例第 161 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。）を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表に改める。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 バーベキューハウスを利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第5条 第3条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p><u>別表（第8条関係）</u></p> <p>【別記参照】</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 バーベキューハウスを利用しようとする者<u>（個人消費を目的として利用する者を除く。）</u>は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第5条 第3条の利用の許可を受けた者（<u>事業者をいう。</u>以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p><u>別表（第8条関係）</u></p> <p>【別記参照】</p>

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

【別記】

改正後

区分	金額
1箇月（営利を目的としたもの）	15,720円
1時間（上記以外のもの）	200円

備考

- 1 月を単位として使用する場合において、使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 2 時間を単位として使用する場合において、使用期間が1時間未満であるとき、又はその期間に1時間未満の端数があるときは1時間として計算するものとする。

改正前

区分	金額
1 箇月	15,720 円